

平成22年鞍手町議会第7回定例会会議録（第1号）						
平成22年 12月 8日（水）						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	平成22年 12月 8日 午後1時00分					日高直幸
	閉 会 開 議					議 長
	平成22年 12月 8日 午後1時30分					日高直幸
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	須藤信一郎	出欠	11	毛利 喬	出欠
	2	原 哲也	出欠	12	栗田幸則	出欠
	3	香原 暹	出欠	13	宇田川 亮	出欠
	4	星 正彦	出欠			
	5	武谷保正	出欠			
	6	岡崎邦博	出欠			
	7	日高直幸	出欠			
	8	田中二三輝	出欠			
	9	久保田正之	出欠			
10	川野高實	出欠				
出席 12人 欠席 1人 欠員 0人						
会議録署名 議員	10番	川野高實		11番	毛利 喬	

職 務 席	議会事務局長	長 友 浩 一	出 欠	議会事務局長補佐	渡 辺 智 文	出 欠
	町 長	柴 田 好 輝	出 欠	会計課長	原 繁 幸	出 欠
	副町長	本 松 吉 憲	出 欠	建設課長	岡 松 要 一	出 欠
	教育長	山 本 喜久男	出 欠	企画財政課長	白 石 秀 美	出 欠
	総務課長	阿 部 哲	出 欠	上下水道課長	中 岡 和 之	出 欠
	福祉人権課長	松 澤 守	出 欠	病院事務局長	中 野 眞 路	出 欠
	税務住民課長	熊 井 照 明	出 欠	教育課長	平 瀬 研 一	出 欠
	農政環境課長兼農業委員会事務局長	篠 原 哲 哉	出 欠	保険健康課長	鯨 坂 健 二	出 欠
	出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

## 平成22年第7回鞍手町議会定例会議事日程

12月8日 午後1時開議

### 第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議
- 日程第4 鞍手町病院事業運営協議会委員の推薦
- 日程第5 議案第82号 鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第83号 鞍手町立学校設置条例等の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第84号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第8 議案第85号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第86号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第87号 平成22年度鞍手町病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第88号 平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第89号 鞍手町議会政務調査費の交付に関する条例の特例に関する条例
- 日程第13 議案第90号 鞍手町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

平成22年12月8日（第1日）

開議 13時00分

○議長 日高 直幸君

只今から平成22年鞍手町議会第7回定例会を開会します。

教育長より行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

鞍手町立鞍手分校の校名改称について行政報告をいたします。

鞍手分校は時代の変化に対応すべく、学科の改変、就業年限の柔軟な適用等により、学校の活性化を図ってまいりました。

今年で学校創立60周年を向かえ、これを機に学校、同窓会、父母教師会、生徒の中で、校名改称に向けた気運が高まりました。鞍手町立の中間定時制高等学校としてのより特色化を図り、生徒が意欲をもって学習に励み、学校への誇りをもって社会へ育って行くよう校名を改称することにしました。

校名改称に至る検討の経過については、平成22年6月に学校長、同窓会会長、父母教師会会長による校内準備委員会が設置され、7月には教育委員会と事前協議し、9月に鞍手町と教育委員会で校名改称について協議をしました。

その後、鞍手町立鞍手分校校名検討委員会が設置され、第1回検討委員会では、新校名の候補を上げるとともに、分校職員、生徒に対するアンケートの実施。第2回検討委員会におきましては、提言書の作成にいたしました。

10月25日には鞍手町立鞍手分校校名検討委員会より、鞍手町教育委員会に校名改称についての提言があり、11月8日に臨時教育委員会を開催し協議した結果、豊かな人間性を養い、未来を開拓し、大きく羽ばたく生徒を育てる学舎とする。筑豊を愛し、そこから大きく飛び立つことが出来るようにという理由から、新校名として福岡県立鞍手高等学校鞍手町立「豊翔館」が望ましいと決定しました。本議会へ関係条例を提案いたしておりますので、よろしく願いいたします。

以上行政報告をいたします。平成22年12月8日。

○議長 日高 直幸君

以上で行政報告を終わります。

先ず、町長より提出されています工事請負契約状況報告書及び入札結果調書、監査より提出されています、例月現金出納検査報告書をお手元に配布しておりますのでご確認下さい。

次に本日まで受理しました請願1件、陳情1件はお手元に配布しています請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しますので報告しておきます。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において10番議員 川野高

實君及び11番議員 毛利喬君を指名します。

次に日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から12月22日までの15日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって会期は本日から12月22日までの15日間と決定しました。

次に進みます。

日程第3 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議を議題とします。

別紙のとおり議会の意見を求められています。

これから質疑を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、原案を適当と認め、原案どおり決定し、通知することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって原案は適当と認めることに決定しました。

次に日程第4 鞍手町病院事業運営協議会委員の推薦を議題とします。

鞍手町病院事業運営協議会委員に、引き続き、岡崎邦博君、宇田川亮君を推薦したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議長推薦のとおり決定しました。

次に日程第5 議案第82号 及び日程第6 議案第83号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第5 議案第82号 及び 日程第6 議案第83号の2件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第5 議案第82号は、鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、福岡県公費医療費支給制度のひとり親家庭等医療費支給事業県補助金交付要綱の別表ひとり親家庭等医療費支給対象者に、新たに「母が死亡した児童」、「母の生死が明らかでない児童」が追加されたことにより、鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正するものです。

以上が、議案第82号の概要であります。

次に日程第6 議案第83号は、鞍手町立学校設置条例等の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、平成23年4月1日より、鞍手分校の名称を「鞍手町立豊翔館」とするため、鞍手町立学校設置条例の一部を改正するものです。

またこれに伴い、鞍手分校授業料等徴収条例及び鞍手町立学校教育施設使用に関する条例の一部を改正するものです。

以上が、議案第83号の概要であります。

以上、日程第5 議案第82号 及び 日程第6 議案第83号の2件の提案説明であります。

ご審議の上ご協賛のほど よろしくお願いいたします。

○議長 日高 直幸君

本案に対する質疑は後日行います。

次に日程第7 議案第84号から日程第11 議案第88号までの5件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第7 議案第84号から 日程第11 議案第88号までの5件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第7 議案第84号は、平成22年度鞍手町一般会計補正予算（第5号）であります。本補正予算は、歳入につきましては、長引く景気低迷の影響を受け個人町民税が減額となるとともに、中学校校舎耐震補強工事が完了し事業費が確定したことから、国庫補助金などを減額する一方で、固定資産税の増額や過疎地域指定に伴う過疎対策事業債並びに退職手当債を増額するなどの補正予算となっています。

歳出につきましては、民生費において障害者自立支援の医療給付費が増えたことや、広域

保育所等への入所児童が増えたことによる負担金の増額を行っております。

また、病院事業債の一部を過疎対策事業債に組み替えたことにより、通常の後期分繰出金の補正額に起債組替分を加算した補正を行っております。

下水道事業債についても、一部を過疎対策事業債に組み替えておりますので、下水道事業特別会計への繰出金を増額しております。

さらに、依願退職者に伴う退職手当を増額しております。なお、中学校校舎耐震補強工事につきましては、工事が完了したことに伴い不用額を減額しております。

これらの財源といたしまして、現時点で確定している地方特例交付金、普通交付税、国・県補助金及び財政調整基金からの繰入金等を充て、歳入歳出それぞれ253,764千円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ6,499,609千円といたしました。

主な補正内容は、

歳入では、

町民税 減額	△40,312千円
固定資産税 追加	12,418千円
民生費負担金 追加	8,501千円
民生費国庫負担金 追加	21,215千円
民生費国庫補助金 追加	6,253千円
教育費国庫補助金 減額	△13,559千円
民生費県負担金 追加	14,914千円
民生費県補助金 追加	9,507千円
衛生費県補助金 追加	1,147千円
総務費県委託金 追加	2,408千円
雑入 減額	△9,687千円
町債 追加	239,600千円

歳出では、

## 2 款 総務費で

一般管理費 追加	43,884千円
財政調整基金費 減額	△108,440千円
電算管理費 追加	2,663千円
徴税費 追加	1,811千円
選挙費 追加	3,662千円

## 3 款 民生費で

社会福祉総務費 追加	1,803千円
老人福祉総務費 追加	5,138千円
重度障害者医療対策費 追加	9,852千円
障害者自立支援費 追加	29,947千円

児童福祉総務費	追加	4,036千円
児童福祉施設費	追加	52,316千円
乳幼児医療対策費	追加	11,042千円
4款	衛生費で	
保健衛生総務費	追加	146,570千円
予防費	追加	3,432千円
8款	土木費で	
下水道総務費	追加	83,520千円
10款	教育費で	
中学校管理費	減額	△26,100千円
定時制高校管理費	減額	△3,081千円
学校給食総務費	減額	△1,902千円

以上が、補正予算第5号の概要であります。

次に日程第8 議案第85号は、平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)であります。

本補正予算は、前期高齢者交付金及び納付金の確定に伴う国庫支出金・療養給付費交付金・県支出金の変更により歳入歳出予算の補正等を行ったものであります。

関係予算項目を調整し、歳入歳出それぞれ5,624千円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ2,237,943千円としました。

主な補正内容は、

歳入では、

3款	国庫支出金	追加	102,403千円
4款	療養給付費交付金	減額	△7,632千円
5款	県支出金	追加	3,118千円
7款	前期高齢者交付金	減額	△105,316千円
10款	繰入金	追加	1,803千円

歳出では、

1款	総務費	追加	1,803千円
3款	後期高齢者支援金等	減額	△9,390千円
4款	前期高齢者納付金等	減額	△251千円
10款	諸支出金	追加	2,214千円

以上が、補正予算第3号の概要であります。

次に日程第9 議案第86号は、平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)であります。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ6,718千円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ745,515千円としました。

主な補正内容は、  
歳入では、

6款 一般会計繰入金 追加	83,520千円
7款 町債 減額	△89,100千円

歳出では、

1款 総務費 追加	7,170千円
2款 建設費 減額	△452千円

といたしております。

以上が、補正予算第3号の概要であります。

次に日程第10 議案第87号は、平成22年度鞍手町病院事業会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正につきましては、予算第3条に定める収益的収入及び支出において、一般会計負担金の後期分等に伴う収支等の調整を行った結果、

収入の総額を27,059千円追加し、2,746,260千円とし、支出の総額を72,080千円追加し、2,698,391千円としています。

主な補正内容は、

収入については、

第1款第1項 医業収益40,823千円を減額。

第2項 医業外収益67,882千円を追加しています。

支出については、

第1款第1項 医業費用60,769千円を追加。

第2項 医業外費用11,311千円を追加しています。

なお、収支差引47,869千円の利益を計上いたしております。

次に、予算第4条に定めた資本的収入及び支出において、一般会計負担金の後期分に伴う収支等の調整を行った結果、

収入の総額を11,357千円追加し、105,957千円とし、

支出の総額を61,424千円追加し、199,228千円としています。

主な補正内容は、

収入については、

第1款第1項 他会計負担金 52,398千円を追加

第2項 特別利益 1,159千円を追加、

第3項 企業債 42,200千円を減額しています。

支出については、

第1款第1項 企業債償還金 61,424千円を追加しています。

なお、収支差引不足額 93,271千円については、当年度分損益勘定留保資金から補填することにいたしております。



以上が、補正予算第2号の概要であります。

次に日程第11 議案第88号は、平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正につきましては、予算第3条に定める収益的収入及び支出において、入所者の負担限度額変更に伴う調整や通所者の利用時間の延長に伴う収入等の調整を行った結果、

収入の総額を 7,864千円追加し、339,780千円とし、

支出の総額を 712千円追加し、331,800千円としています。

主な補正内容は、

収入については、

第1款第1項 施設運営事業収益 7,589千円を追加

第2項 施設運営事業外収益 275千円を追加しています。

支出については、

第1款第1項 施設運営事業費用 712千円を追加しています。

なお、収支差引 7,980千円の利益を計上いたしております。

次に、予算第4条に定めた資本的収入及び支出において、

収入の総額を504千円追加し505千円とし、

支出の総額を64千円減額し、23,496千円としています。

主な補正内容は、

収入については、

第1款第2項 特別利益504千円を追加しています。

支出については、

第1款第2項 建設改良費64千円を減額しています。

なお、収支差引不足額22,991千円については、当年度分損益勘定留保資金から補填することにいたしております。

以上が、補正予算第2号の概要であります。

以上、日程第7 議案第84号から 日程第11 議案第88号までの5件についての提案説明であります。

ご審議の上 ご協賛のほど よろしくお願いいたします。

○議長 日高 直幸君

本案に対する質疑は後日行います。

次に進みます。

日程第12 議案第89号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

香原議会運営委員長。

○3番 香原 暹君

議案第89号 鞍手町議会政務調査費の交付に関する条例の特例に関する条例。

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成22年12月8日提出

議会運営委員会委員長 香原 暹

提案理由

行財政改革の視点により、鞍手町議会政務調査費の交付額を特例により減額するため、地方自治法第109条の2第5項及び鞍手町議会会議規則第13条第3項の規定に基づき提出する。以上です。

○議長 日高 直幸君

これから質疑を行います。

議案第89号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第89号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第89号 鞍手町議会政務調査費の交付に関する条例の特例に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第89号は原案のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第13 議案第90号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

香原議会運営委員長。

○3番 香原 暹君

議案第90号 鞍手町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成22年12月8日提出

議会運営委員会委員長 香原 暹君

提案理由

行財政改革の視点により鞍手町議会議員の費用弁償を見直すことから、地方自治法第109条の2第5項及び鞍手町議会会議規則第13条第3項の規定に基づき提出する。以上です。

○議長 日高 直幸君

これから質疑を行います。

議案第90号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第90号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第90号 鞍手町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第90号は原案のとおり可決されました。

この際休会についてお諮りします。

明日9日から12日までの4日間を休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日9日から12日までの4日間を、休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 13時30分